

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 4 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について（薬局での対応）

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 10 日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4 月 10 日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示ししているところです。

また、令和 2 年 8 月 6 日に開催した「第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において令和 2 年 4 月から 6 月までの期間の検証を行ったことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」（令和 2 年 8 月 26 日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）が発出されたところです。

今後の薬局における時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について下記のとおりまとめましたので、貴管下の薬局、関係団体等に周知していただくようお願いします。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に伴う処方箋により調剤を行う薬局における留意事項

初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関に関して、4 月 10 日付け事務連絡 1.（1）に記載している以下の要件を遵守しない処方が見られたことから、

薬局においても、これまでの来局の記録等から判断して疑義がある場合には、処方した医師に以下の要件を遵守しているかどうか確認すること。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（いわゆる「ハイリスク薬」）の処方をしてはならないこと

2. オンライン服薬指導に係る法令の施行について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号）のうち、オンライン服薬指導関係については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）」（令和2年3月31日付け薬生発0331第36号厚生労働省医薬生活衛生局長通知）によりお示ししているとおり、令和2年9月1日から施行されているところであるが、施行後においても、4月10日付け事務連絡による時限的・特例的な取扱いが継続するものであること。